

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十八号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「納付しようとする指定金融機関又は収納代理金融機関が加入している手形交換所の交換取扱地域（当該交換取扱地域と同一日に交換決済できる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。）」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。